

## 所得控除

\* 所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、各種保険料等の支払いがあるかどうかなどの、個人的な事情を考慮して

その納税者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くことになっているものです。

種類	内容	控除額	
雑損控除	前年中に災害(火災、風水害など)や盗難などにより生活用資産に損害を受けた場合	次のうちいずれか多い金額 ①(損失の金額－保険等により補てんされた額)－(総所得金額等×1/10) ②(災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額)－5万円	
医療費控除	前年中に医療費を支払った場合	(支払った医療費－保険等により補てんされた額) －[(総所得金額等×5%)または10万円のいずれか低い額] (限度額200万円)	
社会保険料控除	前年中に社会保険料(国民健康保険料、介護保険料等)を支払った場合	支払った金額	
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度に基づく掛金又は確定拠出年金法に基づく個人年金型加入者掛金若しくは心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合	支払った金額	
生命保険料控除	前年中に一般の生命保険料または個人年金保険料を支払った場合	<b>平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)</b>	<b>平成24年1月1日以後に締結した保険契約(新契約)</b>
		<b>○生命保険料○個人年金保険料</b>	<b>○生命保険料○個人年金保険料○介護医療保険料</b>
		○15,000円以下 … 支払った保険料の全額 ○15,001円～40,000円 … 支払った保険料の金額×1/2+7,500円 ○40,001円～70,000円 … 支払った保険料の金額×1/4+17,500円 ○70,001円以上 … 35,000円	○12,000円以下… 支払った保険料全額 ○12,001円～32,000円… 支払額×1/2+6,000円 ○32,001円～56,000円… 支払額×1/4+14,000円 ○56,001円以上… 28,000円
		旧契約と新契約の両方の保険契約に係る控除がある場合 ・各控除額の旧契約と新契約の合計額を各保険料の控除額とする。(上限は28,000円) ・各控除額を合算した額を生命保険料控除とする。(上限は70,000円)	
地震保険料控除	地震保険：前年中に住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の傷害に関する損害保険料を支払った場合	地震保険料と長期損害保険料の支払額を、下記の算式にあてはめて計算した控除額の合計額が損害保険料控除額になります。 (上限は地震保険と長期損害保険合わせて25,000円まで)	
	(平成20年度分より損害保険料が廃止され、新たに地震保険料控除が創設されました。)  ※詳しくは「税制改正のお知らせ」のページを参照してください。	長期損害保険：平成18年末までに締結した長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの)を前年中に支払った場合は、従前の損害保険料控除が適用されます。  (注意：短期損害保険料控除は平成20年度課税分から廃止になりました。)	① 地震保険料の場合 支払った保険料の1/2  ② 長期損害保険料の場合 支払った保険料の金額が ア. 5,000円以下 … 支払った保険料の全額 イ. 5,001円～15,000円 … 支払った保険料の金額×1/2+2,500円 ウ. 15,001円以上 … 10,000円  (注意)一つの損害保険契約が、地震保険料と長期損害保険のいずれかの契約区分にも該当する場合は、いずれか一方を選択して控除額を計算します。

<b>障害者控除 (特別障害者控除)</b>	前年の12月31日現在、障害者である納税義務者、控除対象配偶者および扶養親族がいる場合	1人につき26万円 (特別障害者については30万円)			
<b>寡婦控除 (特別寡婦控除)</b>	次のいずれかの場合	26万円 寡婦控除			
	①夫と死別または離婚し再婚していない人等で、総所得金額等が38万円以下の扶養親族を有している人 ②夫と死別し再婚していない人等で前年中の合計所得金額が500万円以下の人	30万円 特別寡婦控除  (※) 寡婦のうち本人の前年中の合計所得金額が500万円以下で、かつ総所得金額等が38万円以下である子を有する場合に摘要			
<b>寡夫控除</b>	妻と死別または離婚した後再婚していない人等で、生計を一にする子で総所得金額等が38万円以下のものを有しており、かつ、前年中の合計所得金額が500万円以下の人	26万円			
<b>勤労学生控除</b>	前年中の合計所得金額が65万円以下で、かつ給与所得等以外の所得が10万円以下の勤労学生	26万円			
<b>配偶者控除</b>	配偶者の前年中の合計所得金額が38万円以下の人	① 一般配偶者 33万円 ② 老人配偶者(70歳以上) 38万円 ③ 同居の特別障害者に該当する配偶者は①、②に23万円加算			
<b>配偶者特別控除</b>	前年中の合計所得金額が38万円を超え、76万円未満の生計を一にする配偶者(他の人の扶養親族または事業専従者を除く)を有し、本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合	<b>合計所得</b>	<b>控除額</b>	<b>合計所得</b>	<b>控除額</b>
		38万円超～45万円未満	33万円	60万円以上～65万円未満	16万円
		45万円以上～50万円未満	31万円	65万円以上～70万円未満	11万円
		50万円以上～55万円未満	26万円	70万円以上～75万円未満	6万円
		55万円以上～60万円未満	21万円	75万円以上～76万円未満	3万円
<b>扶養控除</b>	生計を一にする配偶者以外の親族で、前年中の合計所得金額が38万円以下の場合	①一般の扶養親族…33万円 ②特定の扶養親族…45万円(16歳以上23歳未満の人) ③老人の扶養親族…38万円(70歳以上の人) ④同居する老親等…45万円(70歳以上の父母等) 同居特別障害者はそれぞれ23万円を加算			
<b>基礎控除</b>	すべての納税義務者に適用	33万円			